

処 分 基 準

令和8年6月1日作成

法 令 名 : 盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律
根 拠 条 項 : 第12条
処 分 の 概 要 : 特定金属くず買受業の停止命令
原権者 (委任先) : 京都府公安委員会
法 令 の 定 め :
処 分 基 準 : 別紙「盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律に基づく指示及び営業停止命令の基準」のとおり
問 合 せ 先 : 生活安全部生活安全企画課許可等事務審査室防犯営業係 (電話 075-451-9111 内線3032)
備 考 :